別記様式第45号(第1条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和６年度 | 市民税県民税 | 事務所・事業所又は家屋敷申告書 |

(宛先)栃木市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日提出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住所(令和6年　　1月1日現在) | 　 | 職業 | 　 |
| 現在の住所 | 　 | 電話 | 勤務先 | 　 |
| 自宅 | 　 |
| フリガナ | 　 | 年　月　日生 | 携帯 | 　 |
| 氏名 | 印 | 個人番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　令和6年1月1日現在において栃木市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する方で市内に住所を有しない方は、下の欄に必要な事項を記入してください。

　また、「種類」の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市内にある家屋敷等の所在地 | 事業所等の名称(屋号又は店名) | 種類 |
|  | 　 | 事務所事業所家屋敷該当しない |

備考

　1　令和6年1月1日現在、栃木市内に事務所・事業所又は家屋敷を有している場合は、市民税・県民税の均等割が栃木市で課税されます。家屋敷等課税に該当される方は、この申告書欄の必要事項を明記のうえ、栃木市役所宛てご提出ください。

　2　事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。(例えば、医師、弁護士、税理士等が住宅以外に設ける診療所、事務所、店舗等がこれに該当します。)

　3　家屋敷とは、自己又は家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる状態である建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無及び自己所有かどうかを問いません。(例えば、住宅地以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわせている住宅(実家)などがこれに該当します。)